

四半期報告書

(第78期第2四半期)

自 平成24年4月1日

至 平成24年6月30日

ヤマハ発動機株式会社

(EDINETコード : E02168)

目 次

| | 頁 |
|-------------------------------|----|
| 表紙 | 1 |
| 第一部 企業情報 | |
| 第1 企業の概況 | |
| 1 主要な経営指標等の推移 | 2 |
| 2 事業の内容 | 2 |
| 第2 事業の状況 | |
| 1 事業等のリスク | 3 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 3 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 3 |
| 第3 提出会社の状況 | |
| 1 株式等の状況 | |
| (1) 株式の総数等 | 8 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 8 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 8 |
| (4) ライツプランの内容 | 8 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 8 |
| (6) 大株主の状況 | 9 |
| (7) 議決権の状況 | 11 |
| 2 役員の状況 | 11 |
| 第4 経理の状況 | 12 |
| 1 四半期連結財務諸表 | |
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 13 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 15 |
| 四半期連結損益計算書 | 15 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 16 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 17 |
| 2 その他 | 23 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 23 |

四半期レビュー報告書

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年8月8日 |
| 【四半期会計期間】 | 第78期第2四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日） |
| 【会社名】 | ヤマハ発動機株式会社 |
| 【英訳名】 | Yamaha Motor Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 柳 弘之 |
| 【本店の所在の場所】 | 静岡県磐田市新貝2500番地 |
| 【電話番号】 | (0538)32 - 1103 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 石井 武夫 |
| 【最寄りの連絡場所】 | ヤマハ発動機株式会社 東京事務所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内マイプラザ15階 |
| 【電話番号】 | (03)5220 - 7200 |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京事務所長 齋藤 隆彦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第77期 第2四半期連結 累計期間 | 第78期 第2四半期連結 累計期間 | 第77期 |
|------------------------------|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成23年 1月1日 至 平成23年 6月30日 | 自 平成24年 1月1日 至 平成24年 6月30日 | 自 平成23年 1月1日 至 平成23年 12月31日 |
| 売上高 | (百万円) | 663,132 | 632,188 | 1,276,159 |
| 経常利益 | (百万円) | 48,784 | 24,089 | 63,495 |
| 四半期(当期)純利益 | (百万円) | 28,960 | 14,527 | 26,960 |
| 四半期包括利益又は包括利益 | (百万円) | 40,004 | 20,469 | 8,658 |
| 純資産額 | (百万円) | 345,656 | 320,756 | 309,914 |
| 総資産額 | (百万円) | 1,000,787 | 927,331 | 900,420 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | 82.96 | 41.62 | 77.23 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 | (円) | 82.95 | — | 77.23 |
| 自己資本比率 | (%) | 30.9 | 31.6 | 31.2 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (百万円) | 25,525 | △20,828 | 33,328 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (百万円) | △25,891 | △27,015 | △46,517 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (百万円) | △15,510 | 29,272 | △51,927 |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 | (百万円) | 188,550 | 118,146 | 133,593 |

| 回次 | | 第77期 第2四半期連結 会計期間 | 第78期 第2四半期連結 会計期間 |
|---------------|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日 | 自 平成24年 4月1日 至 平成24年 6月30日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 | (円) | 44.44 | 8.61 |

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高に消費税等は含まれていません。
- 3 第77期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。
- 4 第78期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の経済環境は、3月までは底堅い回復の動きも見られましたが、4月以降は世界経済全体に減速感が広がりました。米国では、雇用情勢の改善ペース鈍化など、景気回復は一層緩やかなものとなりました。欧州では、債務危機の影響が深刻さを増し、南欧諸国を中心に雇用悪化が加速し、個人消費の低迷が続きました。アジアや中南米などの新興国では、経済成長ペースが鈍化し、景気の下振れリスクが強まりました。一方、日本では、足元の経済は堅調に推移し持ち直しの動きが見られましたが、円高の定着もあり、回復は緩やかなものとなりました。

当第2四半期連結累計期間の販売は、マリン事業が米国などで増加し、特機事業及び自動車用エンジンも増加しました。一方、二輪車事業の販売は米国では増加しましたが、アジア、中南米、欧州などで減少しました。また、前年同期に対し円高になったことによる為替換算影響が△362億円ありました。これらの結果、売上高は6,322億円（前年同期比4.7%減少）となりました。利益面では、コスト削減活動や原材料価格下落、経費削減による増益があったものの、新興国での二輪車販売減少、円高影響に加え、製造物賠償責任引当金の戻入の影響（前年同期99億円、当期10億円）や将来の成長に向けた開発費の増加などにより、営業利益は208億円（前年同期比49.9%減少）、経常利益は241億円（同50.6%減少）、四半期純利益は145億円（同49.8%減少）となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間の為替換算レートは米ドル80円（同2円の円高）、ユーロ103円（同12円の円高）となりました。

セグメント別の概況

〔二輪車〕

先進国の販売台数は、需要底打ち傾向にある米国で前年同期比増加しましたが、欧州では新商品TMAXは好調に推移したものの、南欧を中心に引き続き需要が低迷し、全体では減少しました。新興国では、新商品が好調なタイや総需要の伸長が続くインドで販売台数が増加しました。一方、インドネシア、ブラジルなどでは、クレジット販売の条件厳格化などの販売金融引き締めの影響により需要が減少に転じ、インドネシア、ブラジルでは現在の需要規模に見合う水準に向けた在庫調整を開始したことなどにより販売台数が減少しました。

これらの結果、二輪車事業全体の販売台数は311万台（前年同期比36万台、10.5%減少）となり、売上高は円高影響などもあり4,147億円（同10.3%減少）、営業利益は45億円（同80.8%減少）となりました。

また、アセアン市場向けに燃費性能に優れたフュエル・インジェクション（FI）搭載スクーターの新商品として、タイでは1月にFilano、Mio115i、3月にTTX、NOUVO SX、インドネシアでは2月にMio J、4月にSOUL GT、ベトナムでは3月にNOUVO SXを投入しました。これらに加えて、インドネシアでは若い女性向けのFino、また欧州では堅調な通勤市場へのスクーターTMAX、Xenter（125/150cc）など、積極的に新商品の市場導入を行いました。

〔マリン〕

需要回復により米国では船外機、ウォータージェットの販売台数が増加しました。また、ロシア、アジア、中南米などの新興国で引き続き船外機の販売台数が増加し、加えて日本では復興需要により漁船・和船、船外機の販売台数が増加しました。これらの結果、マリン事業全体では、円高影響を吸収して、売上高は1,136億円（前年同期比11.3%増加）、営業利益は106億円（同80.2%増加）となりました。

〔特機〕

四輪バギーの販売は、米国を中心に減少しましたが、発電機の販売が日本での防災意識の高まりにより引き続き増加しました。これらの結果、特機事業全体では、売上高は円高影響を吸収して、457億円（前年同期比2.1%増加）となりました。営業利益は、製造物賠償責任引当金の戻入れの影響（前年同期99億円、当期10億円）などもあり、3億円（前年同期比95.4%減少）となりました。

〔産業用機械・ロボット〕

サーフェスマウンターの売上高は、日本でスマートフォンやタブレット端末関連需要が好調に推移しましたが、全般的に設備投資が抑制傾向にあるアジアや欧米で減少しました。これらの結果、産業用機械・ロボット事業全体では、売上高は175億円（前年同期比2.4%減少）、営業利益は開発費の増加などもあり31億円（同17.2%減少）となりました。

〔その他〕

自動車用エンジンの売上高は震災の影響を受けた前年同期に比べ増加しましたが、電動アシスト自転車の売上高は減少しました。その他の事業全体では、売上高は407億円（前年同期比12.5%増加）、営業利益は23億円（同13.4%減少）となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産が前期末比228億円、固定資産が同41億円増加したことにより、総資産は同269億円増加の9,273億円となりました。また、四半期純利益145億円、配当金の支払い54億円などにより株主資本が同90億円増加したことなどにより、純資産は同108億円増加の3,208億円となりました。これらの結果、自己資本比率は31.6%、D/Eレシオ（グロス）は1.1倍となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは△208億円、投資活動によるキャッシュ・フローは△270億円となりました。これらにより、フリー・キャッシュ・フローは△478億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは293億円となりました。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結累計期間においては208億円のマイナス（前年同期は255億円のプラス）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益235億円（同478億円）に対し、売上債権の増加213億円（同103億円の増加）、たな卸資産の増加128億円（同84億円の減少）など運転資金の増加及び法人税等の支払い140億円（同202億円の支払い）などによります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結累計期間においては270億円のマイナス（前年同期は259億円のマイナス）となりました。これは、新興国での将来の成長に向けた二輪車生産設備の取得などによります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結累計期間においては293億円のプラス（前年同期は155億円のマイナス）となりました。これは、短期及び長期借入による資金調達などによります。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の有利子負債は3,147億円、現金及び現金同等物は1,181億円となりました。なお、有利子負債には販売金融に関する借入金が、1,202億円含まれています。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の事業領域である、二輪車事業、マリンスポーツ事業、特機事業等において、多くの世界市場をリードする商品を生み出してまいりました。独自技術の開発には長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独創性の高い技術・ノウハウの蓄積、開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、当社の競争優位性をさらに向上させており、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。また、当社の活動領域は事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及

んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上を図るためには、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、環境に配慮した低燃費エンジンの開発や電動二輪車等の次世代環境技術は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、かかる事業領域で当社グループが収益をあげていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間・交渉力等も確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

「感動創造企業―世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

(イ) 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

中期経営計画(平成22年度から平成24年度まで)において、平成22年より進めている構造改革をさらに加速させ、早期に収益体質を確立し、将来的な成長シナリオの実現に向け、次の重要課題に取り組んでまいります。

(a) 先進国事業については、今後の需要をさらに厳しく想定し、目標とする損益分岐点生産台数をもう一段引き下げ、グローバル生産体制の再編、人員体制のスリム化により固定費の削減を行います。さらに、海外調達の拡大などにより調達コストを削減します。これらの改革に取り組む、収益改善を進めます。

(b) 成長が期待される新興国二輪車事業は、お客様のニーズに対応した商品力を強化し、需要拡大の見込まれるアジア市場に低価格で魅力ある商品を提供します。現地メーカーからの部品の調達の拡大を行い、さらなるコストダウンによる競争力向上で事業拡大を目指してまいります。

(c) 次世代環境技術の早期商品化に向けた取組みを推進します。二輪車・船外機の環境に配慮した低燃費エンジンの開発、電動二輪車の市場投入に向けた取組みに加え、需要の伸長が期待される電動アシスト自転車の海外展開を行います。

(ロ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを「長期的な企業価値最大化のために、経営体制を規律していくこと」と認識し、意思決定の迅速化や取締役の業績責任の明確化、透明性のある取締役人事・報酬制度の整備などに取り組んでまいりました。具体的には、執行役員制を導入するとともに、社外取締役を複数名選任し、経営の執行と監督の分離に取り組む一方、取締役の株主の皆様に対する責任を明確にするため、その任期を2年から1年に短縮いたしました。また、任意の委員会として常勤取締役及び社外取締役若干名からなる「役員人事委員会」を設置し、取締役・執行役員の候補者や報酬制度・報酬額についての審議を通じて、妥当性・透明性の向上を図っております。同委員会の審議に基づき、業績連動性の高い報酬制度への変革や役員退職慰労金の廃止を行いました。今後も、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」、執行役員の役割を「グループの経営及び業務執行」と明確化し、これに合致した経営体制の構築に取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保向上するための方策として、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議するものとし、その決議は、全委員の過半数により行うものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任されるものとします。

(ロ) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図す

る者(グループ会社その他の関係者を含みます。)に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記(二)(a)ないし(g)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されるものとします。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」といいます。)を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。

「確認決議」とは、下記(ハ)に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議をいいます。

なお、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、当社は必要に応じて情報提供を要請する場合があります。この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に対して行った日から起算して60営業日を上限として、提案者に対して情報提供を要請しかつ当該提案者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)を設定することを基本とし、万が一必要情報が十分に揃わない場合であっても情報提供要請期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議期間を開始することを基本方針といたします。なお、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供要請期間を延長することができるものとしますが、当該延長期間も30営業日を上限とするものとします。

(ハ) 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領日又は情報提供要請期間の満了日のいずれか早い日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないものとします(延長される場合には当該理由について開示いたします。)

(ニ) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項が全て満たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を満たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

(a) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (I) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (II) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
- (III) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (IV) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高い収益その他のリターンを得ようとする行為
- (V) 特定買収行為を行う者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等)を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

(b) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

(c) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

(d) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること

(e) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること

(f) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると認められる条件に

よる買収提案ではないこと

- (g) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- (ホ) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとし、取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとし、
- (ヘ) 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当等の基準日等を定め本新株予約権の無償割当等を行い、当該基準日時点の株主に本新株予約権を割り当てるものとし、但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じたこと取締役会が認めた場合を含みます。)には、取締役会は当該無償割当等を中止し、その効力を生じさせないことができます。なお、本新株予約権の強制取得の対価として、特定買収者等に対する現金交付は行わないものとし、

④ 取締役会の判断及びその理由

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

- (イ) 本プランは、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会において株主の皆様の承認を受けております。
- (ロ) 当社取締役の任期は1年であり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。
- (ハ) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行に従事していない独立性が確保された当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、会社に対し負う当社役員としての法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について真摯に審議します。
そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。
- (ニ) 企業価値委員会は、上記③(二)(a)ないし(g)に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとされ、また、当該事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られています。
- (ホ) 株主総会におけるご承認の有効期間を第75期定時株主総会から3年に設定しております。有効期間中は、当該総会承認の授權の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記④(ロ)にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能であります。
- (ヘ) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家等関係者の理解を得るための要件)を全て充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、331億円となりました。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 900,000,000 |
| 計 | 900,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成24年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成24年8月8日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------|------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 349,757,784 | 349,757,784 | 東京証券取引所 市場第一部 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 349,757,784 | 349,757,784 | — | — |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成24年4月1日～ 平成24年6月30日 | — | 349,757,784 | — | 85,666 | — | 73,941 |

(6) 【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|---|--|--------------|--------------------------------|
| ヤマハ株式会社 | 静岡県浜松市中区中沢町10番1号 | 42,619,159 | 12.19 |
| ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー (常 任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 34,181,078 | 9.77 |
| トヨタ自動車株式会社 | 愛知県豊田市トヨタ町1番地 | 12,500,000 | 3.57 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区内幸町1丁目1番5号 | 10,938,043 | 3.13 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 10,815,000 | 3.09 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 8,697,600 | 2.49 |
| 三井物産株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 | 8,586,000 | 2.45 |
| 株式会社静岡銀行 | 静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地 | 6,813,708 | 1.95 |
| ザ バンク オブ ニューヨークー ジャスディック トリーティー ア カウント(常任代理人 株式会社み ずほコーポレート銀行 決済営業 部) | AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16番13号) | 6,334,126 | 1.81 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 | 5,911,900 | 1.69 |
| 計 | — | 147,396,614 | 42.14 |

(注) 1 ドッチ・アンド・コックスが平成24年4月18日付けで提出した大量保有報告書の変更報告書(No. 3)の写しの送付があり、平成24年4月13日現在で31,336,000株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該報告書に記載の保有株式数及び平成24年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は以下のとおりです。

| 大量保有者 | 住所 | 保有株券等の数 (総数) (株) | 株券等保有割合 (%) |
|-------------------------------|--|---------------------|----------------|
| ドッチ・アンド・コックス (Dodge & Cox) | 米国 カリフォルニア州 サンフランシス コ市 カリフォルニア・ストリート 555、40階 | 31,336,000 | 8.96 |
| 計 | — | 31,336,000 | 8.96 |

2 ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドから、平成24年4月20日付けで提出した大量保有報告書の変更報告書（No. 5）の写しの送付があり、平成24年4月13日現在で16,928,100株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該報告書に記載の保有株式数及び平成24年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は以下のとおりです。

| 大量保有者 | 住所 | 保有株券等の数 (総数) (株) | 株券等保有割合 (%) |
|--|--|---------------------|----------------|
| ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co) | カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH 1 3AN スコットランド | 10,741,000 | 3.07 |
| ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited) | カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH 1 3AN スコットランド | 6,187,100 | 1.77 |
| 計 | — | 16,928,100 | 4.84 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|-----------------|---|-----------|-----------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 624,100 (相互保有株式) 普通株式 93,400 | — | 単元株式数100株 |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 348,892,000 | 3,488,885 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 148,284 | — | 同上 |
| 発行済株式総数 | 349,757,784 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 3,488,885 | — |

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式3,500株が含まれていますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権35個は含まれていません。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式58株及び次の相互保有株式が含まれています。
サクラ工業株式会社 59株、A. I. S株式会社 50株

② 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%) |
|-------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) ヤマハ発動機株式会社 | 静岡県磐田市新貝2500番地 | 624,100 | — | 624,100 | 0.18 |
| (相互保有株式) サクラ工業株式会社 | 静岡県浜松市東区半田町 18番地 | 93,200 | — | 93,200 | 0.03 |
| (相互保有株式) A. I. S株式会社 | 静岡県浜松市東区有玉西町 777番地の1 | 200 | — | 200 | 0.00 |
| 計 | — | 717,500 | — | 717,500 | 0.21 |

(注) サクラ工業株式会社及びA. I. S株式会社の他人名義所有株式数に、当社の取引先会社で構成される持株会 (名称: ヤマハ発動機協力会社持株会、住所: 静岡県磐田市新貝2500番地) 名義の株式数は含まれていません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 133,707 | 118,205 |
| 受取手形及び売掛金 | 166,531 | 188,317 |
| 商品及び製品 | 134,215 | 145,087 |
| 仕掛品 | 39,971 | 42,535 |
| 原材料及び貯蔵品 | 39,372 | 39,413 |
| その他 | 53,705 | 56,498 |
| 貸倒引当金 | △6,297 | △6,064 |
| 流動資産合計 | 561,205 | 583,993 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 248,430 | 250,536 |
| 無形固定資産 | 3,469 | 3,506 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資その他の資産 | 88,911 | 90,907 |
| 貸倒引当金 | △1,596 | △1,612 |
| 投資その他の資産合計 | 87,314 | 89,295 |
| 固定資産合計 | 339,214 | 343,338 |
| 資産合計 | 900,420 | 927,331 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 121,974 | 120,242 |
| 短期借入金 | 42,919 | 61,033 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 69,398 | 89,556 |
| 未払法人税等 | 2,853 | 2,685 |
| 賞与引当金 | 9,292 | 9,618 |
| 製品保証引当金 | 25,112 | 23,434 |
| その他の引当金 | 1,137 | 1,204 |
| その他 | 93,727 | 72,437 |
| 流動負債合計 | 366,415 | 380,212 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 162,403 | 164,097 |
| 退職給付引当金 | 39,611 | 42,250 |
| 製造物賠償責任引当金 | 6,261 | 4,979 |
| その他の引当金 | 1,329 | 1,320 |
| その他 | 14,484 | 13,715 |
| 固定負債合計 | 224,090 | 226,362 |
| 負債合計 | 590,505 | 606,574 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 85,666 | 85,666 |
| 資本剰余金 | 74,582 | 74,582 |
| 利益剰余金 | 249,478 | 258,440 |
| 自己株式 | △683 | △684 |
| 株主資本合計 | 409,044 | 418,004 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △1,470 | 146 |
| 土地再評価差額金 | 11,050 | 11,050 |
| 為替換算調整勘定 | △137,860 | △136,625 |
| その他の包括利益累計額合計 | △128,280 | △125,428 |
| 新株予約権 | 109 | 109 |
| 少数株主持分 | 29,042 | 28,070 |
| 純資産合計 | 309,914 | 320,756 |
| 負債純資産合計 | 900,420 | 927,331 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | 663,132 | 632,188 |
| 売上原価 | 511,551 | 501,291 |
| 売上総利益 | 151,580 | 130,896 |
| 販売費及び一般管理費 | *1 110,037 | * 110,094 |
| 営業利益 | 41,543 | 20,802 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4,082 | 3,117 |
| その他 | 8,964 | 7,298 |
| 営業外収益合計 | 13,046 | 10,416 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,577 | 3,461 |
| 為替差損 | — | 2,108 |
| その他 | 2,228 | 1,559 |
| 営業外費用合計 | 5,805 | 7,129 |
| 経常利益 | 48,784 | 24,089 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 199 | 120 |
| 特別利益合計 | 199 | 120 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 56 | 87 |
| 固定資産処分損 | 253 | 329 |
| 減損損失 | — | 296 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 552 | — |
| 災害による損失 | *2 274 | — |
| その他 | 3 | 9 |
| 特別損失合計 | 1,140 | 722 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 47,842 | 23,487 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14,741 | 10,001 |
| 法人税等調整額 | △364 | △2,968 |
| 法人税等合計 | 14,377 | 7,032 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 33,465 | 16,454 |
| 少数株主利益 | 4,504 | 1,926 |
| 四半期純利益 | 28,960 | 14,527 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日) |
|------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 33,465 | 16,454 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △840 | 1,615 |
| 為替換算調整勘定 | 7,168 | 2,016 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 210 | 383 |
| その他の包括利益合計 | 6,538 | 4,015 |
| 四半期包括利益 | 40,004 | 20,469 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 35,222 | 17,441 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 4,781 | 3,028 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日) |
|-----------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 47,842 | 23,487 |
| 減価償却費 | 16,310 | 16,403 |
| 減損損失 | — | 296 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | △1,290 | △123 |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少) | 2,594 | 1,666 |
| 製造物賠償責任引当金の増減額 (△は減少) | △9,872 | △1,331 |
| 受取利息及び受取配当金 | △4,529 | △3,408 |
| 支払利息 | 3,577 | 3,461 |
| 有形及び無形固定資産売却損益 (△は益) | △143 | △32 |
| 有形及び無形固定資産処分損益 (△は益) | 253 | 329 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 552 | — |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | △10,264 | △21,323 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | 8,360 | △12,763 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | 1,878 | △2,016 |
| その他 | △11,560 | △12,392 |
| 小計 | 43,709 | △7,747 |
| 利息及び配当金の受取額 | 5,490 | 4,599 |
| 利息の支払額 | △3,501 | △3,633 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | △20,173 | △14,047 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 25,525 | △20,828 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | △1,271 | △210 |
| 定期預金の払戻による収入 | 2,535 | 311 |
| 有形及び無形固定資産の取得による支出 | △23,958 | △23,894 |
| 有形及び無形固定資産の売却による収入 | 703 | 551 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出 | — | △3,029 |
| その他 | △3,900 | △744 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △25,891 | △27,015 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金及びコマース・ペーパーの増減額 (△は減少) | △6,526 | 20,954 |
| 長期借入れによる収入 | 2,961 | 65,895 |
| 長期借入金の返済による支出 | △6,831 | △45,433 |
| 自己株式の増減額 (△は増加) | △1 | △1 |
| 配当金の支払額 | — | △5,411 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △4,924 | △6,506 |
| その他 | △188 | △224 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △15,510 | 29,272 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 451 | 2,577 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △15,425 | △15,994 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 203,878 | 133,593 |
| 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額 | 97 | 548 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 188,550 | ※ 118,146 |

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成24年1月1日
 至 平成24年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|--------|-------|--|----------------|----|------------|---|---|-----|--|--------------|--------|
| <p>1 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。</p> <p>(関係会社)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">あまがさき健康の森(株)</td> <td style="text-align: right;">268百万円</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社エンルムマリーナ室蘭</td> <td style="text-align: right;">49</td> </tr> <tr> <td>株式会社マリーナ河芸</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">323</td> </tr> </table> <p>上記の金額には保証類似行為によるものが274百万円含まれています。</p> | あまがさき健康の森(株) | 268百万円 | (その他) | | 株式会社エンルムマリーナ室蘭 | 49 | 株式会社マリーナ河芸 | 5 | 計 | 323 | <p>1 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関する保証類似行為によるものです。</p> <p>(関係会社)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">あまがさき健康の森(株)</td> <td style="text-align: right;">256百万円</td> </tr> </table> | あまがさき健康の森(株) | 256百万円 |
| あまがさき健康の森(株) | 268百万円 | | | | | | | | | | | | |
| (その他) | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社エンルムマリーナ室蘭 | 49 | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社マリーナ河芸 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 323 | | | | | | | | | | | | |
| あまがさき健康の森(株) | 256百万円 | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 受取手形割引高は2,414百万円です。</p> | <p>2 受取手形割引高は655百万円です。</p> | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結損益計算書関係)

| 前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日) |
|---|--|
| ※1 販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。 諸給与 32,792百万円 賞与引当金繰入額 2,417 退職給付引当金繰入額 2,214 製品保証引当金繰入額 9,747 貸倒引当金繰入額 479 | ※ 販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。 諸給与 33,177百万円 賞与引当金繰入額 2,516 退職給付引当金繰入額 2,238 製品保証引当金繰入額 4,218 貸倒引当金繰入額 810 |
| ※2 平成23年3月に発生した東日本大震災による損失を計上しており、これは主として被災した資産の修繕、被災地への支援物資に係る費用及び義援金です。 | — |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日) |
|---|--|
| ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在) 現金及び預金勘定 189,334百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 826 流動資産のその他 42 <hr/> 現金及び現金同等物 188,550 | ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年6月30日現在) 現金及び預金勘定 118,205百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 251 流動資産のその他 192 <hr/> 現金及び現金同等物 118,146 |

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

平成23年3月24日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、資本準備金23,814百万円、利益準備金3,775百万円を減少させ、それぞれその他資本剰余金と繰越利益剰余金に振替えるとともに、その他資本剰余金のうち23,565百万円を繰越利益剰余金に振替え、第1四半期連結会計期間において欠損を填補しました。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|--------------|-------------|------------|-------|
| 平成24年3月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 5,411 | 15円50銭 | 平成23年12月31日 | 平成24年3月26日 | 利益剰余金 |

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-------------------|-------|-----------------|--------------|------------|------------|-------|
| 平成24年8月7日 取締役会 | 普通株式 | 1,745 | 5円00銭 | 平成24年6月30日 | 平成24年9月10日 | 利益剰余金 |

3 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | その他 (注)1 | 合計 | 調整額 | 四半期連結 損益計算書 計上額 |
|-----------------------|---------|---------|--------|----------------|---------|-------------|---------|---------|-----------------------|
| | 二輪車 | マリン | 特機 | 産業用機械 ・ロボット | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 462,264 | 102,041 | 44,765 | 17,893 | 626,966 | 36,166 | 663,132 | - | 663,132 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | - | - | - | - | - | 13,437 | 13,437 | △13,437 | - |
| 計 | 462,264 | 102,041 | 44,765 | 17,893 | 626,966 | 49,603 | 676,569 | △13,437 | 663,132 |
| セグメント利益 (注)2 | 23,564 | 5,870 | 5,656 | 3,749 | 38,841 | 2,701 | 41,543 | 0 | 41,543 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | その他 (注)1 | 合計 | 調整額 | 四半期連結 損益計算書 計上額 |
|-----------------------|---------|---------|--------|----------------|---------|-------------|---------|---------|-----------------------|
| | 二輪車 | マリン | 特機 | 産業用機械 ・ロボット | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 414,744 | 113,590 | 45,715 | 17,458 | 591,509 | 40,679 | 632,188 | - | 632,188 |
| セグメント間の 内部売上高又は振替高 | - | - | - | - | - | 13,412 | 13,412 | △13,412 | - |
| 計 | 414,744 | 113,590 | 45,715 | 17,458 | 591,509 | 54,091 | 645,600 | △13,412 | 632,188 |
| セグメント利益 (注)2 | 4,516 | 10,580 | 261 | 3,106 | 18,464 | 2,338 | 20,802 | 0 | 20,802 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、量的重要性が増加したことに伴い、前第3四半期連結累計期間まで「その他」に含めていた「産業用機械・ロボット」を報告セグメントとしています。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しています。

(金融商品関係)

前連結会計年度末 (平成23年12月31日)

| 科目 | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------|----------------------|----------|----------|
| 長期貸付金 | 36,017 | | |
| 貸倒引当金(※) | △1,565 | | |
| | 34,452 | 40,927 | 6,474 |

(※) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

長期貸付金

変動金利建ての長期貸付金については、短期間に市場金利を反映することから帳簿価額によっています。

また、固定金利建ての長期貸付金については、回収期間ごとに国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値を基に、信用リスク相当の貸倒引当金を控除することにより算定しています。

当第2四半期連結会計期間末 (平成24年6月30日)

長期貸付金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

| 科目 | 四半期連結貸借対照 表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------|-------------------------|----------|----------|
| 長期貸付金 | 37,295 | | |
| 貸倒引当金(※) | △1,581 | | |
| | 35,713 | 43,240 | 7,526 |

(※) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

長期貸付金

変動金利建ての長期貸付金については、短期間に市場金利を反映することから帳簿価額によっています。

また、固定金利建ての長期貸付金については、回収期間ごとに国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値を基に、信用リスク相当の貸倒引当金を控除することにより算定しています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 6月 30日) | 当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月 30日) |
|---|--|--|
| (1) 1 株当たり四半期純利益金額 | 82円96銭 | 41円62銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額 (百万円) | 28,960 | 14,527 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | — | — |
| 普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円) | 28,960 | 14,527 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 349,096,462 | 349,094,693 |
| (2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 | 82円95銭 | — |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額 (百万円) | — | — |
| 普通株式増加数 (株) | 20,465 | — |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | 平成22年 5月 28日取締役会決議 ストック・オプション (株式の 数 56,500株) は、希薄化効果 を有することとなりました。 | 平成21年 5月 29日取締役会決議 ストック・オプション (株式の 数 112,000株) は希薄化効果 を有しなくなりました。 |

(注) 当第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月 30日)
該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年 8月 7日開催の取締役会において、当期の中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- (1) 中間配当による配当金の総額…………… 1,745百万円
- (2) 1 株当たりの金額…………… 5円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………… 平成24年 9月 10日

(注) 平成24年 6月 30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月8日

ヤマハ発動機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝口 隆弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。